

資循第 427 号  
令和 7（2025）年 3 月 26 日

各施設管理者 様

栃木県環境森林部資源循環推進課長

ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく  
令和 7（2025）年度の保管及び処分状況等の届出について（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、ポリ塩化ビフェニル（以下、「P C B」という）廃棄物を保管する事業者は、法令で定める処分期間内に、その処分を委託しなければならないとされているとともに、毎年度、前年度における保管及び処分の状況を届け出ることが義務付けられています。

つきましては、令和 7（2025）年度の届出様式等を送付いたしますので、別添の「記入要領（※）」により作成していただいた上で、「届出の提出にあたって」の 5 の提出先に、令和 7（2025）年 6 月 30 日（月）までの間に提出してください。（令和 6 年度中に処分された方も提出が必要です。）

なお、この通知は、P C B 廃棄物等を保管しているとして届出をいただいている方にお送りしています。

※ 令和 7（2025）年度提出分から低濃度 PCB 廃棄物に係る届出記載要領が変更されていますので、内容を確認の上作成をお願いします。

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| 廃棄物対策担当 後藤、築田<br>TEL：028－623－3098<br>FAX：028－623－3113 |
|-------------------------------------------------------|

<別添>

## 届出の提出にあたって

### 1 提出書類

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号(一)】

※ 様式のひな形は県ホームページに掲載しています。

・ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

(2) 添付書類

ア 保管しているPCB廃棄物や使用しているPCB製品の写真(A4用紙に貼付)

※ 過去に提出済みで保管場所等に変更がない場合は、不要(「参考事項」欄に「写真提出済」と記載)。

イ PCB廃棄物を保管している場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者であることを証する書類の写し

※ 責任者に関する講習を受講されている方は、修了証の写しを添付してください。

これから講習を受講する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者の職及び氏名欄に「受講予定」と記載してください。

ウ PCB廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票(又はD票)の写し

### 2 提出期限：令和7(2025)年6月30日(月)

### 3 提出先・提出部数

提出先：「5 提出、問合せ先」に記載した各区域を管轄する環境森林(管理)事務所

提出部数：2部

提出方法：原則郵送

※ 電子申請も可能です(県ホームページの「栃木県電子申請システム」から利用できます。)

([https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=6191](https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6191))

### 4 その他留意事項

記載にあたっては、別添記入要領のほか、下記の留意事項を御参照ください。記入要領は今回提出分から変更されていますので、御確認ください。

○ 処分予定年月を可能な限り記載ください。

○ 低濃度PCB使用製品は、法に基づく届出義務はありませんが、提出をお願いします。

### 5 提出、問合せ先

|              | 名 称                | 住所・電話番号                                      | 管轄区域                                                |
|--------------|--------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 届出の提出<br>問合せ | 県西環境森林事務所<br>環境対策課 | 〒321-1263 日光市瀬川51-9<br>TEL 0288-23-1000      | 鹿沼市、日光市                                             |
|              | 県東環境森林事務所<br>環境対策課 | 〒321-4305 真岡市荒町116-1<br>TEL 0285-81-9002     | 真岡市、益子町、茂木町、<br>市貝町、芳賀町、上三川町                        |
|              | 県北環境森林事務所<br>環境対策課 | 〒324-0041 大田原市本町2-2828-4<br>TEL 0287-22-2277 | 大田原市、矢板市、那須塩原市、<br>さくら市、那須烏山市、塩谷町、<br>高根沢町、那須町、那珂川町 |
|              | 県南環境森林事務所<br>環境対策課 | 〒327-8503 佐野市堀米町607<br>TEL 0283-23-4445      | 足利市、佐野市                                             |
|              | 小山環境管理事務所<br>環境対策課 | 〒323-0811 小山市犬塚3-1-1<br>TEL 0285-22-4309     | 小山市、栃木市、下野市、<br>野木町、壬生町                             |
|              | 資源循環推進課<br>廃棄物対策担当 | 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20<br>TEL 028-623-3098   |                                                     |